

## 小牧市建設工事低入札価格調査実施要領

平成25年3月21日  
24小契第351号

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事の入札において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10第1項及び第167条の10の2第2項の規定による落札者を決定するために行う調査（以下「低入札価格調査」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる建設工事)

第2条 低入札価格調査の対象となる建設工事は、簡易型総合評価方式又は特別簡易型総合評価方式（以下「総合評価落札方式」という。）による一般競争入札又は指名競争入札に付する建設工事とする。

(調査基準価格)

第3条 低入札価格調査を行う基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）は、次のとおりとする。

(1) 土木工事 税抜予定価格（予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いた価格。以下同じ。）算出の基礎となった次に掲げる額の合計額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。次項において「土木算定額」という。）に100分の110を乗じて得た額

ア 直接工事費の額に100分の95を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額

ウ 現場管理費の額に100分の87を乗じて得た額

エ 一般管理費の額に100分の65を乗じて得た額

(2) 建築工事 税抜予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。次項において「建築算定額」という。）に100分の110を乗じて得た額

ア 直接工事費の額に100分の90を乗じて得た額に100分の95を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額

ウ 直接工事費の額に100分の10を乗じて得た額と現場管理費の

額の合計額に100分の87を乗じて得た額

エ 一般管理費の額に100分の65を乗じて得た額

- 2 前項の場合において、土木算定額又は建築算定額が、税抜予定価格に100分の92を乗じて得た額を超えるときは税抜予定価格に100分の92を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に100分の110を乗じて得た額とし、税抜予定価格に100分の75を乗じて得た額に満たないときは税抜予定価格に100分の75を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）に100分の110を乗じて得た額とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、予定価格に乘じる割合を100分の92から100分の75の範囲内で別に定めることができる。

（失格判断基準）

第4条 土木算定額又は建築算定額に100分の90を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。）に100分の110を乗じて得た額（以下「失格判断基準価格」という。）に満たない入札は、失格とする。

- 2 前項の場合において、失格判断基準価格が予定価格に100分の75を乗じて得た額に満たないときは税抜予定価格に100分の75を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）に100分の110を乗じて得た額とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、予定価格に乘じる割合を100分の92から100分の75の範囲内で別に定めることができる。
- 4 前3項の規定により失格判断基準価格を設定したときは、入札後に公表することとし、その価格は、消費税及び地方消費税相当額を除いた価格とする。
- 5 前項の公表は、落札決定後速やかに総務課において閲覧に供する方法により行う。

（予定価格調書への記載）

第5条 調査基準価格及び失格判断基準価格を設定したときは、予定価格調書に当該調査基準価格及び失格判断基準価格を記載するものとする。

(調査基準価格及び失格判断基準価格の公表)

第6条 調査基準価格及び失格判断基準価格を設定したときは、入札公告に調査基準価格及び失格判断基準価格を設定している旨を記載し、事前に入札参加者へ周知するものとする。

(入札の執行等)

第7条 総合評価落札方式による一般競争入札又は指名競争入札において、評価値の最も高い者(以下「最大評価値入札者」という。)が、調査基準価格を下回る価格で入札をしたときは、入札を執行する者は、落札の決定を保留するものとする。

(調査の実施)

第8条 市長は、前条による落札の決定を保留したときは、総務課長をして次に掲げる項目について、最大評価値入札者への事情聴取及び低価格入札理由書(様式第1)の提出要請(以下「事情聴取等」という。)、関係機関への照会等により調査を行わせるものとする。

(1) 当該価格により入札をした理由

(2) 手持ち工事の状況及び当該入札の対象となる工事(以下「対象工事」という。)付近における手持ち工事の有無

(3) 対象工事の工事場所と入札者の事業所との関連

(4) 対象工事に係る手持ち資材の状況

(5) 対象工事の資材の購入先及び購入先と入札者との関係

(6) 対象工事に係る手持ち機械の状況

(7) 対象工事に係る労務者の具体的な供給の見通し

(8) 下請負契約予定者及び下請負予定金額

(9) 過去に施工した公共工事名、工事实績等

(10) 信用状態(建設業法違反の有無、賃金不払いの状況、下請負代金の支払遅延状況等)

(11) その他必要な事項

2 最大評価値入札者が正当な理由なく事情聴取等に応じないときは、落札者とししないものとする。

(調査の結果)

第9条 総務課長は、調査の結果を低入札価格調査報告書(様式第2)により、当該入札を所管する小牧市指名審査会(以下「指名審査会」という。)へ報告し、審査を求めるものとする。

2 指名審査会は、前項の報告に基づき審査を行い、低入札価格審査結果通知書（様式第3）及び小牧市指名審査会審査結果記録（様式第4）により、市長に報告するものとする。

（最大評価値入札者の履行の可否）

第10条 市長は、前条第2項の報告に基づき、最大評価値入札者が当該契約の内容に適合した履行ができると判断したときは、速やかに、最大評価値入札者を落札者と決定し、落札者及び当該入札における入札参加者全員に、落札者決定通知書（様式第5）を送付するものとする。

2 市長は、前条第2項の報告により、最大評価値入札者が当該契約の内容に適合した履行がされないと判断したときは、遅滞なく指名審査会に予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした最大評価値入札者以外の者のうち最大の評価値である者（以下「次順位者」という。）を審査させるものとする。

3 次順位者の入札が、調査基準価格を下回る場合は、第8条、第9条及び第10条第1項の規定を準用する。

4 次順位者が当該契約の内容に適合した履行がされないと判断したときは、さらに次の順位の者について順次審査を行い、当該契約の内容に適合した履行ができる者を決定できるまで審査を行うものとする。

5 あいち電子調達共同システム（CALS／EC）における電子入札サブシステム（以下「電子入札システム」という。）を使用した入札において低入札価格調査の対象となった場合は、第1項及び第3項による落札者及びその他の入札者全員に対しての通知は、電子入札システムによる落札者決定通知書によることができる。

（工事の施工管理等）

第11条 工事発注課は、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者が落札者となったときは、次の措置を講ずるものとする。

(1) 施工計画書及び施工体制台帳が提出されたときは、その内容について確認を行う。

(2) 小牧市工事検査要領（平成20年1月16日19小総第800号）第3条第3号に規定する中間検査を、適当な時期に総務課に依頼する。

（調査結果等の公表）

第12条 第8条第1項に基づく調査を実施した場合には、当該契約の締結後、その調査結果の概要を公表するものとする。

2 第10条第2項により最大評価値入札者を落札者としなかった場合は、次順位者等を落札者とした理由を公表するものとする。

(雑則)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行し、同日以後に執行する建設工事に係る指名競争入札及び制限付一般競争入札から適用する。

附 則

この要領は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和元年10月1日から施行する。

2 改正後の小牧市建設工事低入札価格調査実施要領の規定は、令和元年10月1日以後に締結する契約に係る入札から適用する。

附 則

1 この要領は、令和2年3月17日から施行する。

2 改正後の小牧市建設工事低入札価格調査実施要領の規定は、令和2年4月1日以後に締結すべき契約に係る入札から適用し、同日前に締結すべき契約に係る入札については、なお従前の例による。

附 則

1 この要領は、令和3年1月1日から施行する。

2 この要領の施行の際現に改正前の小牧市建設工事低入札価格調査実施要領の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の小牧市建設工事低入札価格調査実施要領の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和6年3月26日から施行する。

2 改正後の小牧市建設工事低入札価格調査実施要領の規定は、令和6年

4月1日以後に締結すべき契約に係る入札から適用し、同日前に締結すべき契約に係る入札については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1（第8条関係）

低価格入札理由書

年 月 日

（宛先）小牧市長

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

1 工 事 名

2 路線等の名称

3 工事場所

4 入札日時

年 月 日（ ）

時 分

5 入札書記載金額

金

円

6 低価格で入札した理由

(1)

(2)

7 手持ち工事の状況

(1) 工事受注状況

(2) 現在施工中の工事

8 手持ち資材の状況

9 資材購入先及び購入先との関係

10 手持ち機械の状況

11 労務者の供給見通し

12 下請負契約予定者と下請負予定金額

13 過去に施工した公共工事

14 その他の事項

[記載責任者・連絡先等]

1 責任者

2 部・課名

3 電話番号

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第2（第9条関係）

低入札価格調査報告書

年 月 日

指名審査会長

総務課長

年 月 日に入札を実施した下記工事について、基準価格を下回る入札が行われましたので、別紙のとおり調査を行いました。

つきましては、指名審査会において、その適否を審査願います。

記

1 工 事 名

2 路線等の名称

3 工 事 場 所

様式第3（第9条関係）

低入札価格審査結果通知書

年 月 日

（宛先）小牧市長

指名審査会長

指名審査会で審査した結果を次のとおり報告します。

- 1 審査結果
- 2 工事名
- 3 路線等の名称
- 4 工事場所

様式第 4 (第 9 条関係)

小牧市指名審査会審査結果記録

審査日時	年 月 日
開催場所	
工事名	
路線等の名称	
工事場所	
業者名	
入札日	年 月 日
審査結果	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第5（第10条関係）

落札者決定通知書

第 号  
年 月 日

様

小牧市長



年 月 日に入札を行った下記工事については、調査の結果、を落札者と決定しました。

記

1 工 事 名

2 路線等の名称

3 工 事 場 所

4 落 札 価 格 金 円  
(入札書記載金額 金 円)